

必ずお読みください！

[介護保険のお知らせ]

減額措置が適用された場合、どの程度負担が増えるのか？

例えば

Aさんは、5年間保険料を納付しておらず、3年分(36か月)が時効となっていました。介護が必要な状態になったので、要介護認定の申請をしたところ、自己負担割合は1割、要介護度は2と判定されました。

- ・時効により保険料を納めることができなくなった期間 36か月(3年) → 給付額減額期間は
- ・保険料を納付した期間 0か月 18か月(1年6か月)と算定されます。

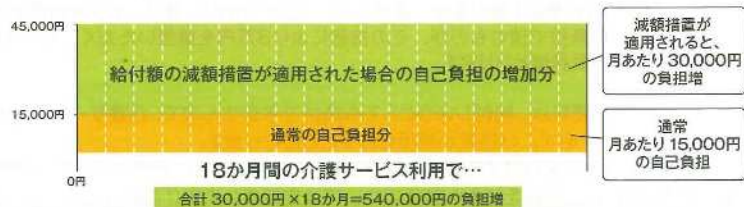
Aさんは、介護サービスを月に15万円分利用することにしましたが、これに給付額減額措置が適用されることになったため、通常なら

保険給付が9割、自己負担額は1割の15,000円

で済むものが、給付額減額期間である1年6か月の間

保険給付が7割、自己負担額は3割の45,000円 になります。

ひと月あたり30,000円の負担が増え、
1年6か月で考えると、540,000円負担が増えます。



4 差押え等の滞納処分

滞納となった介護保険料に対しては、納期限からおおよそ25日経過後に督促状を送付します。督促状を受け取っても、なお納付されない場合は、差押え等の滞納処分を受ける場合があります。

くわしくは、

お住まいの区の区役所・支所保健福祉センター健康長寿推進課高齢介護保険担当(京北地域にお住まいの方は、京北出張所保健福祉第一担当)までご相談ください。



介護保険料、 納付しなかった場合 どうなるのか？

介護保険料の滞納に対する措置

☆介護保険料の納付は、日本にお住まいの65歳以上の方及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者すべての方に課された義務です。

☆介護保険料を納めないでいると、以下のような法令上の措置を受けることになります。

現在介護サービスを受けていないからといって保険料を滞納していると、将来、介護保険のサービスを受けようとしたときに、不利益を被ることになりますので、保険料は納期限内に納めてください。

納期限から1年以上経過した場合

1 保険給付の支払方法の変更

納期限から1年6か月以上経過した場合

2 保険給付の一時差止め及び滞納保険料への充当

2年の時効期間が経過した場合

3 保険給付費の給付額の減額

滞納処分について

4 差押え等の滞納処分

1から4の措置について、次ページ以降でくわしく説明いたします。

1 納期限から1年以上経過した場合 <介護保険法第66条> 保険給付の支払方法の変更 (保険給付の償還払い)

介護サービスを利用した際の費用については、通常、その一部を負担いただければ、残りは介護保険者(京都市)からサービス提供事業者を支払われます。ところが…

- ◆納期限から1年を過ぎても納付されていない保険料がある状態で介護サービスを利用される場合、支払方法が下記のとおり変更されます。
- ◆介護サービス費用の全額をいったんサービス提供事業者にお支払いいただき、後日、区役所(支所・京北出張所)で申請いただくことにより、介護保険者(京都市)が負担する部分(以下「保険給付分」といいます。)を支給します。

例えば 自己負担割合が1割の場合、通常は月に10万円分の介護サービスを利用すると1万円の負担で済むものが、10万円全額を負担いただくことになります(自己負担額(1万円)を除く額(9万円(保険給付分))は後日、区役所等での申請により支給されます。)

- ◆なお、この支払方法変更の措置は、いったん適用された場合、滞納となっている保険料の完納等がない限り解除されません。

●保険給付の支払方法の変更(償還払い)



2 納期限から1年6か月以上経過した場合 <介護保険法第67条> 保険給付の一時差止め及び滞納保険料への充当

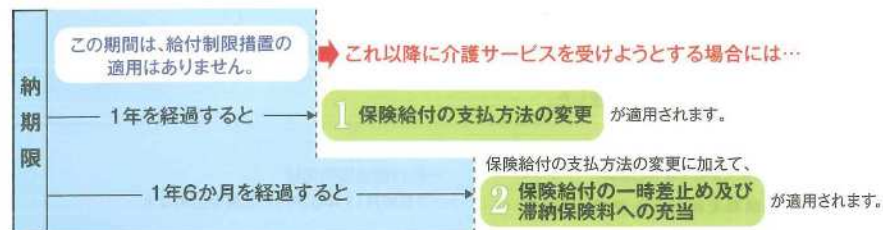
1の説明のとおり、納期限から1年が経過した保険料がある場合でも、介護サービス費用の全額をいったんサービス提供事業者にお支払いいただき、後日申請いただくことにより、保険給付分は支給されます。ところが…

- ◆納期限から1年6か月を過ぎても、なお納付されない保険料がある場合には、申請いただいても保険給付分を支給しません(保険給付の一時差止め)。
- ◆この差止め措置も、いったん適用された場合、滞納となっている保険料の完納等がない限り解除されません。
- ◆また、差し止めている保険給付を滞納保険料に充当します。

●保険給付の一時差止め及び滞納保険料への充当



保険料の滞納期間と 1 保険給付の支払方法の変更 及び 2 保険給付の一時差止め及び滞納保険料への充当
措置との関係は、以下のとおりです。



3 2年の時効期間が経過した場合 <介護保険法第69条> 保険給付費の給付額の減額

介護保険は、介護サービスを利用した際に、その費用の一部を負担いただき、残りを保険給付として介護保険者(京都市)が支払うことになっています。ところが…

- ◆保険料を納められないまま時効(通常、納期限から2年)を迎えた場合、保険料を納めることができなくなり、時効により保険料を納められなくなった期間に応じて、利用者の一部負担割合を引き上げる措置(本来1割及び2割負担の方は3割に、本来3割負担の方は4割)をとることになります。

例えば 自己負担割合が1割の場合、通常は月に10万円分の介護サービスを利用すると1万円の負担で済むものが、この措置により3万円を負担いただくことになり、2万円の負担増となります。

- ◆時効となった保険料は、納付しようとしても納付できませんので、介護サービスを利用される場合には、必ずこの措置が適用されることになります。
- ◆また、介護サービスを利用する際の自己負担額には、世帯ごとに所得に応じて上限額が定められており、上限額を超えた部分については支給されます(「高額介護サービス費」といいます。)が、給付額の減額(一部負担割合が引き上げられている)措置の間は、支給されません。
- ◆さらに、介護保険施設入所者(短期入所を含む)などの食費・居住費(滞在費)の負担軽減(「特定入所者介護サービス費」といいます。)を受けている方についても、給付額の減額(一部負担割合が引き上げられている)措置の間は、適用されません。
- ◆なお、給付額の減額の措置は、いったん適用された場合、滞納となっている保険料の完納等があっても、解除や措置期間の短縮はされません。

●保険給付額の減額措置

通常の負担割合	自己負担 1割又は2割	自己負担 3割	保険給付 9割から7割
給付額の減額期間	自己負担 3割 (通常負担割合が1割又は2割の方)	自己負担 4割 (通常負担割合が3割の方)	保険給付 7割 保険給付 6割